

議案第 7 1 号

長久手市温泉スタンドの設置及び管理に関する条例を廃止する条例について

長久手市温泉スタンドの設置及び管理に関する条例を廃止する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和 6 年 1 1 月 2 8 日提出

長久手市長 佐藤有美

説 明

この案を提出するのは、長久手市温泉スタンドの廃止に関し、長久手市温泉スタンドの設置及び管理に関する条例を廃止するため必要があるからである。

長久手市条例第 号

長久手市温泉スタンドの設置及び管理に関する条例を廃止する条例

長久手市温泉スタンドの設置及び管理に関する条例（平成12年長久手町条例第36号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案の概要

1 廃止の趣旨

この条例は、長久手市温泉スタンドの廃止に関し、長久手市温泉スタンドの設置及び管理に関する条例を廃止するものです。

（背景・目的）温泉交流施設への公共施設等運営権の設定により、公の施設としての温泉スタンドを廃止するものです。

2 今後の影響

温泉スタンドは、温泉交流施設への公共施設等運営権の設定範囲となるため、その継続については、運営権者が判断することとなります。

3 附則について

この条例は、令和7年4月1日から施行するものとします。